

# 第5回 黒部川流域懇談会 資料

## ◇議 事

2) 黒部川水系河川整備計画(原案)について

平成 21 年 4 月 24 日

北陸地方整備局

# 黒部川水系河川整備計画

[大臣管理区間]

(原案)

黒部川流域懇談会および地域の方々からの意見の  
反映および対応箇所について

凡　例

**青文字** 黒部川流域懇談会での意見を踏まえた箇所  
**赤文字** 地域の方々からの意見を踏まえた箇所

平成 21 年 4 月 24 日

国土交通省北陸地方整備局

---

## 黒部川水系河川整備計画〔大臣管理区間〕(原案)

### 目 次

1. 計画の基本的な考え方 .....	1
1.1 河川整備計画の主旨 .....	1
1.2 河川整備計画の方向性 .....	1
1.3 計画の対象区間 .....	2
1.4 計画の対象期間 .....	3
2. 黒部川流域の概要 .....	4
2.1 流域及び河川の概要 .....	4
2.2 洪水と渇水の歴史 .....	13
2.3 自然環境 .....	20
2.4 歴史・文化 .....	24
3. 河川の現状と課題 .....	27
3.1 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 .....	27
3.2 流水の適正な利用及び正常な機能の維持に関する事項 .....	39
3.3 河川環境の整備と保全に関する事項 .....	50
3.4 河川管理に関する事項 .....	53
4. 河川整備計画の目標に関する事項 .....	60
4.1 洪水による災害の発生の防止又は軽減 .....	60
4.2 流水の適正な利用及び正常な機能の維持 .....	62
4.3 河川環境の整備と保全 .....	62
4.4 河川管理 .....	64
4.5 土砂管理 .....	66
5. 河川の整備の実施に関する事項 .....	67
5.1 洪水による災害の防止又は軽減 .....	67
5.2 流水の適正な利用及び正常な機能の維持 .....	74
5.3 河川環境の整備と保全 .....	74
5.4 河川管理の目的、種類及び施行の場所 .....	77
5.5 総合的な土砂管理 .....	89

## 1. 計画の基本的な考え方

### 1.1 黒部川水系河川整備計画（大臣管理区間）策定の主旨

「黒部川水系河川整備計画（大臣管理区間）」は、河川法に基づき策定するもので、「洪水、高潮等による災害発生の防止」「河川の適正利用と流水の正常な機能の維持」「河川環境の整備と保全」をそれぞれ総合的に考慮し、平成18年9月に策定された「黒部川水系河川整備基本方針」に沿って、黒部川水系の国土交通大臣管理区間に於いて「河川整備計画の目標に関する事項」「河川の整備の実施に関する事項」等を定めるものです。

### 1.2 河川整備計画の方向性

黒部川の清らかな流れがはぐくんだ豊かな自然の恵みは、地域の方々に潤いとやすらぎを与える反面、その激しい流れは四十八ヶ瀬と呼ばれ、幾度となく、洪水となって人々の生活を脅かしてきました。黒部川に設けられた巨大水制や霞堤等は水との闘いの歴史を物語っています。

先人たちのたゆまぬ努力によりもたらされた今日の黒部川は、「美しい川」、「身近な川」として人々に親しまれ、ふるさとの暮らしと文化をはぐくむ絆として慈しまれています。

これらの特性、流域との係わりを踏まえ、本計画では、次に示す事項を河川整備の方向性とし、「川づくり」に取り組みます。

#### ■ 河川整備の方向性

「あばれ川との闘いや清く豊かな川の恵みなど、治水・利水の歴史・文化を受け止め、安全・安心な川づくりを行い、個性ある自然豊かな流れを、次世代へ引き渡します」

##### ○ 黒部川の洪水特性を踏まえた安全・安心な川づくり

急流河川である黒部川による扇状地での洪水氾濫から地域の方々の生命と財産を守り、人々が安心して暮らせる安全な黒部川の実現を目指します。

また、地域の安全と安心が持続できるよう、流域の自然的、社会的特性を踏まえた継続的・効率的な河川管理に努めます。

##### ○ 豊かで清らかな清流黒部川の適正な利用

清流黒部川の水の恵みを次の世代へ引き渡すため、連携と協働のもと流域一体となった河川水質の維持、渇水時の流量の確保を目指します。

また、流水の適正な利用や正常な機能が維持されるよう、水利用等の適正な管理に努めます。

##### ○ 水と緑がはぐくむ個性ある大自然の保全

立山連峰と後立山連峰の間を流れ下流部で臨海扇状地を展開する黒部川の自然豊かな環境と河川景観の保全、再生、創出を目指します。

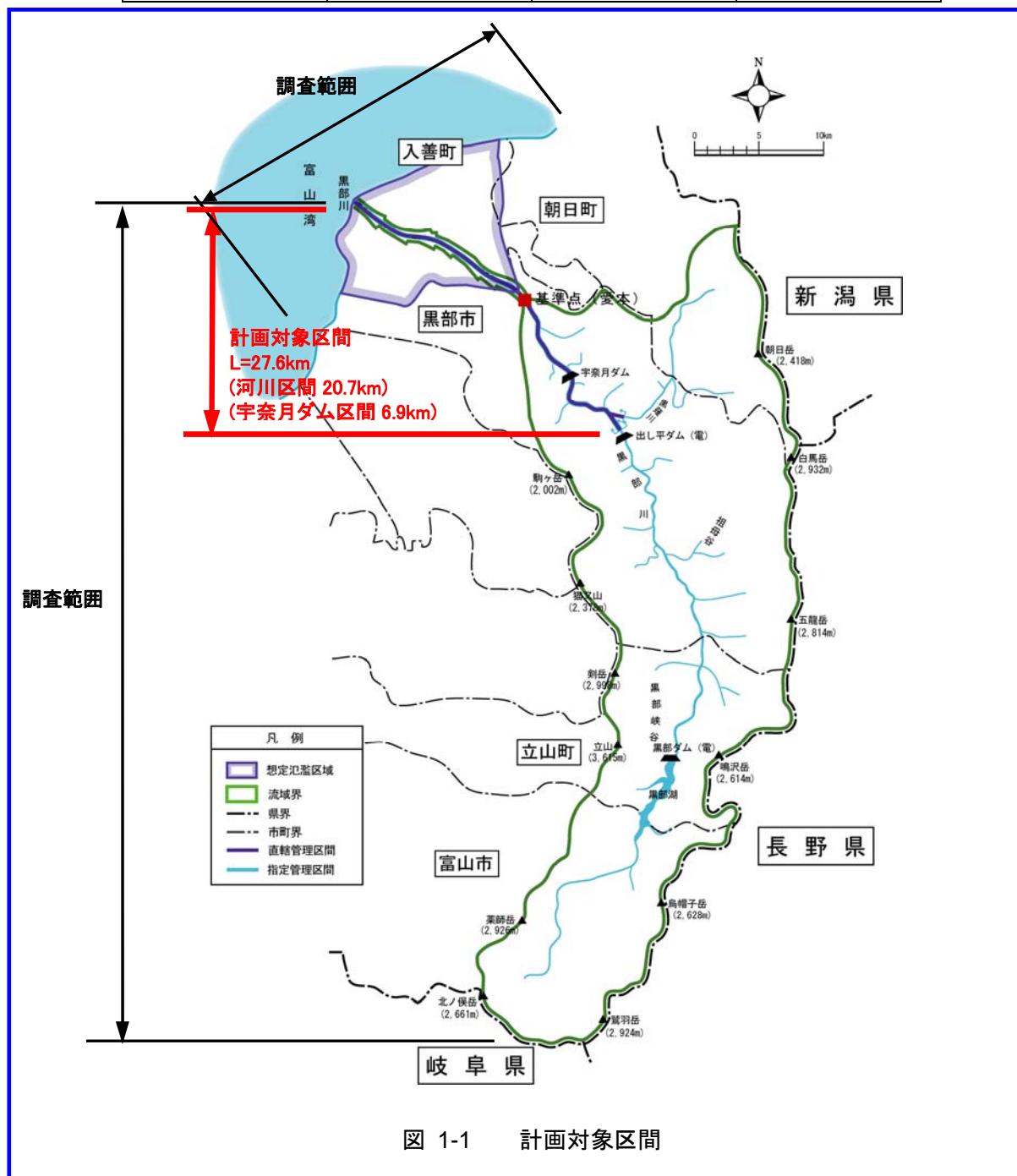
また、河川環境の整備と保全が適正に実施されるよう、河川環境の適正な管理に努めます。

### 1.3 計画の対象区間

本計画の対象区間は、表 1-1 及び図 1-1 に示すように、国土交通省の管理区間（大臣管理区間）である 27.6km（河口から宇奈月ダム湖上流端）を対象とします。対象区間の計画を定めるにあたり、水の流れ、土砂の移動の連続性を踏まえ、調査対象は黒部川流域ならびに黒部川によって形成された黒部扇状地の範囲としました。

表 1-1 黒部川水系河川整備計画対象区間

河川名	河川整備計画対象区間延長(km)		
	黒部川直轄管理区間		合 計
	河川区間	宇奈月ダム区間	
黒部川	20.7	6.9	27.6



#### 1.4 計画の対象期間

河川整備計画の計画対象期間は、当該区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間とし、概ね30年間とします。

なお、本計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後のこれらの状況変化や新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じて適宜見直しを行います。